

台風等荒天時の対応について

1. 神奈川県全域、神奈川県東部、横浜市又は居住地への次の警報等の発令を判断基準とします。
 - ① 特別警報（「大雨」、「大雪」、「暴風」、「暴風雪」）のいずれかが発令されている。
 - ② 「土砂災害警戒情報」が発令されている。
 - ③ 「暴風警報」、「大雨警報」の両方が発令されている。
 - ④ 「大雪警報」、「暴風雪警報」のいずれかが発令されている。
2. 登校前に、上記1. ①～④の発令状況を確認し、次のとおり対応します。

【1】 午前6時時点	神奈川県全域、神奈川県東部、横浜市、または居住地が上記①～④のいずれかに該当する場合。	自宅待機
【2】 午前8時30分 時点	神奈川県全域、神奈川県東部、横浜市、または居住地が上記①～④のいずれにも該当しない場合。	2校時より授業 10:05～SHR
	神奈川県全域、神奈川県東部、横浜市、または居住地が上記①～④のいずれかに該当する場合。	自宅待機（学習）
【3】 午前11時30分 時点	神奈川県全域、神奈川県東部、横浜市、または居住地が上記①～④のいずれにも該当しない場合。	4校時より授業 13:10～SHR
	神奈川県全域、神奈川県東部、横浜市、または居住地が上記①～④のいずれかに該当する場合。	臨時休業

※警報等の発令が解除されても、自宅周辺の局地的な異常気象や交通障害等により、登校が困難な場合は、保護者の方から電話で学校へその旨をご連絡ください。

3. 登校後に、上記①～④の発令が確認された場合、又は天候の急変が予想される場合には、気象情報や各地の状況に応じて、安全に留意し下校させます。
4. その他
 - 1.～3. の原則によらず、例外的な指示をする場合は、「まちcomiメール」により周知する場合があります。
 - 警報の発令時刻は気象庁発表に基づくものとします。（<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>）